

統計委員会委員名簿

(平成19年10月1日任命)

(50音順)

阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
大沢 真知子	日本女子大学人間社会学部教授
大守 隆	UBS証券会社チーフエコノミスト
佐々木 常夫	(株)東レ経営研究所代表取締役社長
竹内 啓	東京大学名誉教授
出口 弘	東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
野村 浩二	慶應義塾大学産業研究所准教授
廣松 毅	東京大学大学院総合文化研究科教授
舟岡 史雄	信州大学経済学部教授
門間 一夫	日本銀行調査統計局長
吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
美添 泰人	青山学院大学経済学部教授

統計委員会の所掌事務

統計委員会は、総務大臣、内閣総理大臣又は関係行政機関の長の諮問に基づき、以下の事務を行うこととされている。(明記されているもの以外は新統計法に基づく)

【平成 19 年 10 月 1 日以降】

新統計法一部施行に基づく事務

- 公的統計の整備に関する基本的な計画の案の調査審議(第四条第四項)

旧統計法に関わる経過措置に基づく事務(全面施行後は廃止)

- 指定統計の指定の調査審議(統計法施行令第一条)
- 指定統計調査の承認の調査審議(統計法施行令第一条の三)
- 産業分類の設定に関する調査審議(統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令第二条第三項)
- 統計報告の徴集の承認の調査審議(統計報告調整法施行令第一条の二)

【平成 21 年春(予定)以降】

新統計法全面施行に伴い追加される事務

- 国民経済計算の作成基準の設定に関する調査審議(第六条第二項)
- 基幹統計の指定の調査審議(第七条第一項)
- 基幹統計調査の承認の調査審議(第九条第四項)
- 基幹統計調査の変更又は中止の承認の調査審議(第十一条第二項)
- 基幹統計調査に関する措置要求の調査審議(第十二条第二項)
- 統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法の改善に関する意見表明の調査審議(第二十六条第三項)
- 統計基準の設定に関する調査審議(第二十八条第二項)
- 基幹統計作成機関に対する協力要請に関する調査審議(第三十一条第二項)
- 匿名データの匿名性の確保に関する調査審議(第三十五条第二項)
- 施行状況の報告に関する調査審議(第五十五条第三項)

(注) を付した事務については、全面施行前においても、準備のための行為をすることができる。(附則第三条)

今後、統計委員会に設置すべき部会について

< 新統計法の全面施行(平成21年春予定)までの間の部会構成案 >

基本計画案の審議、法律の施行状況の評価等を行う部会

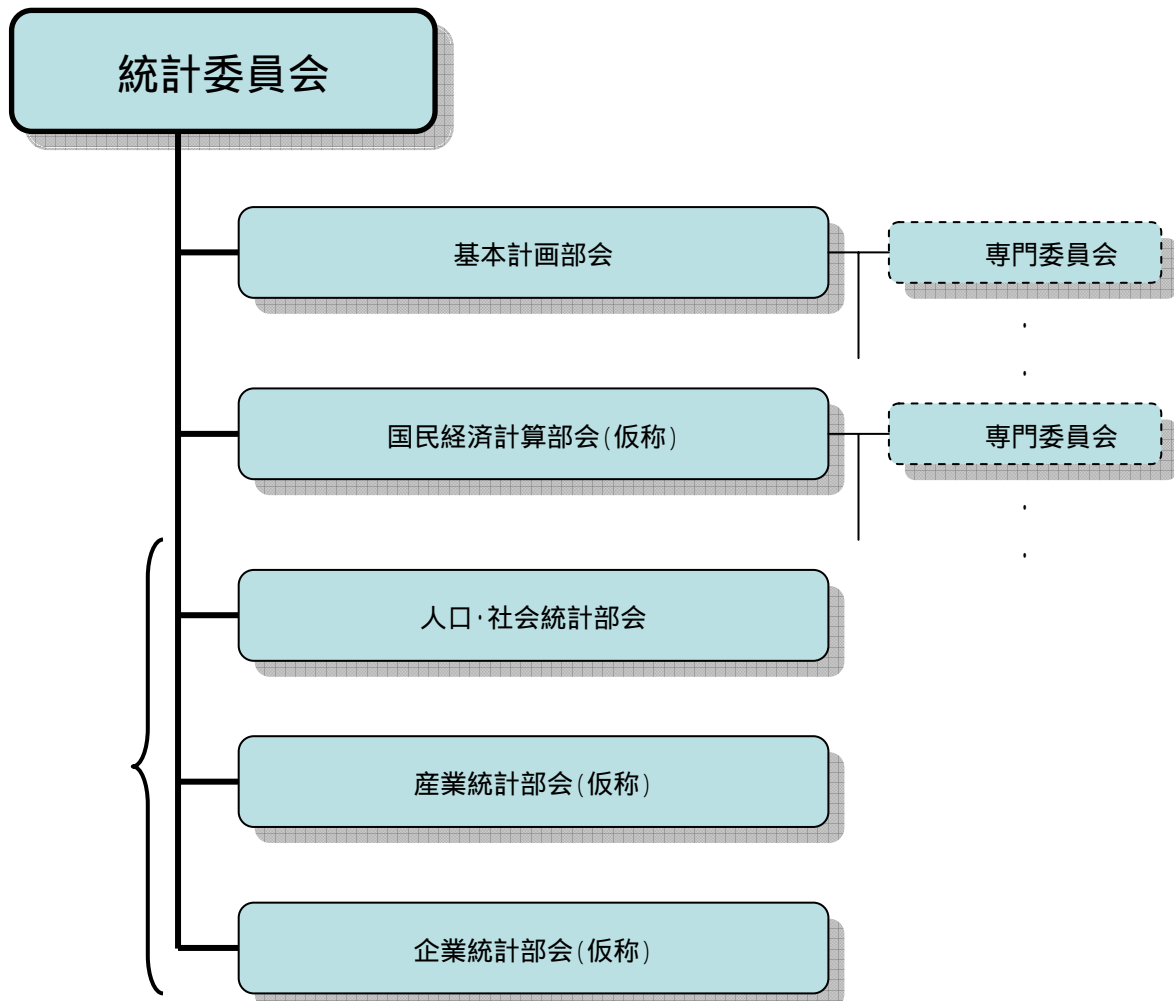
(基本計画の審議過程で明らかとなった、公的統計に係る横断的・中長期的な課題は、本部会で検討)

国民経済計算の作成基準の設定等の調査審議を行う部会

個別の指定統計等に関する調査審議を行う部会

必要に応じて、各部会の下に専門委員会(仮称)等の下部組織を設置

< イメージ図 >



(参考)

各部会が担当する指定統計調査(案)

(平成19年10月1日現在)

部会名	指定統計調査	
1 人口・社会統計部会	<u>住宅・土地統計調査</u> <u>医療施設調査</u> <u>患者調査</u> <u>社会教育調査</u> <u>全国消費実態調査</u> 国勢調査 人口動態調査 毎月勤労統計調査 学校基本調査 学校保健統計調査	労働力調査 家計調査 学校教員統計調査 地方公務員給与実態調査 民間給与実態統計調査 就業構造基本調査 船員労働統計調査 賃金構造基本統計調査 社会生活基本調査 国民生活基礎調査
2 産業統計部会(仮称)	<u>港湾調査</u> <u>商業統計調査</u> <u>農林業センサス</u> <u>造船造機統計調査</u> <u>漁業センサス</u> <u>鉄道車両等生産動態統計調査</u> <u>自動車輸送統計調査</u> <u>内航船舶輸送統計調査</u> <u>特定サービス産業実態調査</u> 工業統計調査 経済産業省生産動態統計調査 建築着工統計調査 牛乳製品統計調査 小売物価統計調査	作物統計調査 埋蔵鉱量統計調査 ガス事業生産動態統計調査 特定機械設備統計調査 薬事工業生産動態統計調査 石油製品需給動態統計調査 海面漁業生産統計調査 商業動態統計調査 木材統計調査 建設工事統計調査 全国物価統計調査 経済産業省特定業種石油等消費統計調査 農業経営統計調査
3 企業統計部会(仮称)	(<u>事業所・企業統計調査</u>) <u>法人土地基本調査</u> 個人企業経済調査 科学技術研究調査	法人企業統計調査 経済産業省企業活動基本調査 商工業実態基本調査

- (注) 1 現在実施されている指定統計調査について記載。
2 を付した調査は、本年度又は平成20年度中に総務大臣から諮問が予定されているものである。
3 ()内の調査は、21年度に経済センサスとして実施される予定である。